

### 戦時体制下の社会民主主義者：帝国議会における西尾末広

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

26

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

51

(終了ページ / End Page)

86

(発行年 / Year)

1979-07-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006697>

# 戦時体制下の社会民主主義者

— 帝国議会における西尾末広 —

高橋彦博

- 一 はじめに
- 二 国家革新と労働組合主義の融合
- 三 「産業及び労働統制」の論理
- 四 「産業報国会」組み替えの論理
- 五 むすび

## 一 はじめに

ここに二冊のファイルがある。ともに、帝国議会衆議院会議録の一部分のコピーである。第七三回帝国議会（一九三七年）から第八六回帝国議会（一九四四年）までの会議録の中から、社会民主主義右派の代表的指導者・西尾末広の発言が記録されている部分をコピーしたものである。なぜ、この時期の帝国議会における西尾の発言に注目したかといえ、それは、西尾の発言が、戦時体制下の日本の帝国議会における社会民主主義者の発言の代表的な例になっ

ていると思えたからである。日本の社会民主主義者のうち、実に十余名が、帝国議会の衆議院に席を確保し、その議席を、第二次世界大戦中、喪失することなく、戦後まで保持しつづけた。そればかりではない。その社会民主主義者たちは衆議院の委員会に席を占め、第二次世界大戦中、帝国議会で発言をつづけたのである。さらに、戦時体制下の帝国議会における議員として、他党派との交遊関係を確立した。この交遊関係を基盤に、日本の社会民主主義者たちは、大戦終了後、一九四七年から四八年にかけて、日本社会党が首班となり与党となる連立政権を二度にわたって出現させることに成功している。第二次世界大戦中における日本の社会民主主義者の一部分の、帝国議会における健在ぶりは、わが国の現代政治史における一つの特徴的な動向となっている。そのような特徴的な動向を解明するひとつの試みとして、西尾末広に注目したわけである。

とくにこの小論においては、戦時体制下の帝国議会における西尾の発言の分析を通じて、以下のようなふたつの問題点に接近することを企図したいと考える。第一は、一九三〇年代以降における日本の戦時体制が、社会民主主義の一部分を抱え込んで、社会民主主義者たちにつねに積極的な発言をつづかせたその特異性という問題点の解明である。同じ一九三〇年代以降におけるドイツの社会民主主義者たちは、そのもっとも右派的な部分でさえ、ナチスの体制下で、国会議員としての身分を保護されるというような条件の確保は、想像することさえ許されなかったのである。<sup>(2)</sup>ところが、日本の場合、社会民主主義者が、十余名も、帝国議会の議員でありつづけて、戦後の政権参画の基盤づくりとなるような活躍を示している。この注目すべき事実は、日本の社会民主主義者の動向が、ドイツにおけるそれよりも、むしろ戦勝国のイギリスにおけるそれに類似していたことを意味するといえよう。このような事態をどのように理解したらよいのであろうか。そもそも、一九三〇年代から四〇年代前半における日本のファシズムとは、どの

ような性格のものであったととらえるべきなのであろうか。

第二は、戦時体制下の帝国議会における社会民主主義右派としての西尾の発言内容が、それ事態としては、戦時体制下の時点における日本の労働者階級の労働条件や団結権を獲得する積極的な方向性をもつものとして展開されている事実をどのように評価するかという問題点である。天皇制打倒のスローガンや、人民戦線結成のスローガンの下に果敢な運動を展開し、弾圧を受けて壊滅する戦闘的な左派の運動のあり方よりも、軍部独裁体制の内部に浸透し、地歩を固め、戦時体制下においてその状況に適応した労働者階級に有利な労働条件と権利を確保するための忍耐づよい運動を持統する妥協的な姿勢のほうが、実は、労働組合主義的な運動として評価されるべきであるとすると社会民主主義右派に特有な論理がある。その右派特有の論理のほうが正当なのではないかと思いたくなるほど、戦時体制下の帝国議会における西尾の発言は、それはそれなりに戦時体制下の日本の労働者階級の生活条件を意識したものとなっている。その点を、すなわち、いいかえれば西尾に見られる産業民主主義<sup>3</sup>労働組合主義の発想がもつ問題性を、これまで一般的であった産業民主主義や労働組合主義の発想を労資協調主義に帰着させて全面的に否定するとらえ方の今日的克服の道を摸索する意図を含めつつ、西尾の発言に即して検討を試みることにしたい。西尾による戦時体制下の帝国議会における発言は、産業民主主義<sup>3</sup>労働組合主義が、社会民主主義者の右派によってとらえられた場合、どのような歪みを生ずるものとなっているかを示しており、そのことは、逆にいえば、社会民主主義右派に見られるような歪みを是正するならば、産業民主主義<sup>3</sup>労働組合主義は、むしろ、積極的な意義を持つことのできる労働運動の指導理念である事実を、結果として示していることになっていのではないかと思えるからである。そのような私の問題意識は、実をいえば、今日の、すなわち、一九七〇年代以降の日本の労働運動においては、産業民主主義<sup>3</sup>労働組

合主義の指導理念が右派的労働運動に専有されている事態の克服が、きわめて現実的な課題になっているのではないかとする点にあることを、一言、付け加えておきたい。

まずは、私の手許にある二冊のファイルによって、戦時体制下の帝国議会における社会民主主義右派を代表する西尾末広の発言の主な部分を見ることにしたい。(文中、敬称を省略させていただく。)

(1) 帝国議会に対する日本の社会民主主義者の進出と、そこにおいて占めた位置については、拙著『日本の社会民主主義政党―構造的特質の分析』(一九七七年・法政大学出版社)の結章「日本の社会民主主義政党における『政治的成熟』について」を参照されたい。

(2) 一九三三年四月、ナチス政権下のメーデーに参加することを決定した全ドイツ労働組合(ADGB)の指導者たちの態度については、「労働組合はナチス国家に定住する覚悟をしたように見えた」と記述されている。しかし「不名譽のメーデーが過ぎたある日、ヒットラーはそのナチス突撃隊(SA)を派遣して労働組合の建物を占領し、その指導者を逮捕した。間もなく労働組合そのものも破壊され、『ドイツ労働戦線』に移行させられた」のであった。ウォルター・タイマー著、内海洋一訳『ドイツ社会民主主義の歩み―ペーベルからオーレンハウアーまで』(一九六〇年・社会思想社、現代教養文庫)一一〇―一一一頁。Walter Theimer, Von Bebel zu Olenhauer, Der Weg der deutschen Sozialdemokratie, 1957, Francke Verlag Bern. 社会民主主義の財産没収は一九三三年五月、社会民主党と同党議員の活動禁止は一九三三年六月であった。

(3) 産業民主主義について、一般的には次のようにとらえられている。「企業や産業における労働組合の役割が高まり、労働組合が資本家と対等の立場にたつて企業や産業を発展させる任務をもつようになったと称して積極的に労資協調主義を説く理論および政策。」具体的な姿としては、「企業段階では経営管理や生産計画への労働者の参加、さらに産業政策にかんしては、労・資・政府による三者協議の体制の樹立を提唱」する点でとらえられ、結論としては、「国家独占資本主義体制のなかに労働組合をくみいれようとするもの」なる規定が与えられる。編集委員会編『新版、社会科学辞典』(一九七八年・新日本出版社、旧版も同内容)とところで、最近、産業民主主義について、「労働組合の経済的・社会的意義を具体的に説くこ

の思想は、資本主義社会で労働組合が市民権を確立し発展していくうえで一定の積極的役割をはたした」と評価されるようになっていく。ただし、ウェッブ的産業民主主義は「経営参加」「共同決定制度」に展開されると理解され、民主的規制の「革新的潮流」とは「対立している」ととられている。藤島洋一「産業民主制」『経済学辞典』（一九七九年・大月書店）。ウェッブ的産業民主主義の「積極的役割」は、労資協調主義として展開されざるをえない条件があったことは確かであるが、発達した資本主義国の政治革新が現実課題となる条件では、かつての産業民主主義の「積極的役割」が、いまや民主的規制などの「革新的潮流」に継承されていると見るべきではなからうか。なお、産業民主主義をとらえ直す視点で、戦後の労働運動史における「産別―総評」の転換過程を分析した試論として、拙稿「労働運動の分裂と再編」『体系・日本現代史』第六卷（一九七九年・日本評論社）を挙げておきたい。

## 二 国家革新と労働組合主義の融合

一九三〇年代から四〇年代にかけての戦時体制を、いかなる意味でファシズムと規定しうるかについては、あらためて厳密な検討を加えることが必要とされる理論課題となっている。それは、「日本ファシズム」や「天皇制ファシズム」なる把握が「本質規定」として先験的な地位に位置づけられ、「機能的な概念」として作用することなく、「学術上の用語としてはあまりにも無内容なもの」になっているとする辛辣な批判があり、その批判に対する反批判が展開されて、戦前の日本のファシズムをいかにとらえるかが、今日、近代史の分野における論争課題になっているからというだけでない。<sup>1)</sup>一九七〇年代後半以降、戦後政治史における政治反動の性格が明確に露出しはじめ、第二次世界大戦後の新しい社会状況において新型ファシズムの動向が顕在化しはじめているという現代史の息吹きが、今日、生々しく感じられる状況にあるからであり、この状況において、新しい動向を的確にとらえるためには、第二次

世界大戦中のファシズムをあらためてとらえ直す試みが不可避の理論課題になっているからである。

日本のファシズムについて、その再検討が論争課題になっているとともに、現状分析との関連で避けることのできない理論課題にもなっていることを確認した上で、一九三八年の国家総動員法を見れば、その内容は、あらためて、日本における一九三〇年代以降の戦時体制が、国民の自由を抑圧し、その財産所有権を侵害する非常態勢であり、その意味でまぎれもない一種のファシズムであったことを確認させてくれる。一九三八年、帝国議會を通過した国家総動員法は、その第一条で「国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム、以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」と規定していた。さらに、この第一条における戦時動員体制を確立するため、第一条以下の各条で、人的物的資源の統制運用のための勅令を発する権原の確定までがなされているのであり、国家総動員法は授權法としての性格をもっていたのであった。そして、一九三〇年代における日本ファシズム確立のための法体制整備の原点となったこの国家総動員法が第七十三回帝国議會を通過するさい、社会大衆党所属の西尾末広は、国家総動員法委員会理事として次のような賛成演説をおこなっているのである。

「私ハ本案ガ上程サレル前ナラバ兎モ角、一旦上程サレマシテ、而モ政府ガ確信ヲ以テ通過サセヨウト考ヘテ居ラレルコトニ鑑ミマシテ、若シ是ガ否決等ノコトニナリマスナラバ、ソレガ国内ニ於ケル士氣及ビ國際的ニ及ボス影響等ノ重大サヲ考ヘマシテ、幾分不満ノ点ガアリマセウトモ、出来得ル限り政府ニ御考慮ヲ煩シテ、吾々議員ノ意ノアル所ヲ御酌取リヲ願フツテ、出来ルダケ良イモノニシテ、是非トモ本案ヲ通過サセタイト云フ立前カラ、私ハ幾多ノ質疑ヲ試ミタイト思フノデアリマス」（第七十三回帝国議會衆議院国家総動員法案委員会議録（速記）第十回、昭和十三年三月九日）八〜九ページ。以下、「国家総動員法案會議録、回数、日付」の形式で略記。

西尾は、友愛会以来の、労働組合運動の指導者であった。一時、左派に接近したが、総同盟と評議会の分裂以降、一貫して右派的労働運動の最先端を行く職業的活動家として、日本の労働運動を代表する立場にあることを自他ともに許していた。第一回普選以降、社会民衆党、社会大衆党に属し、無産政党出身議員として国会活動の経験も積んでいた。西尾は、第一回普選（一九二八年二月）では大阪三区で当選、第二回普選（一九三〇年二月）でも当選、第三回普選（一九三二年二月）と第四回普選（一九三六年二月）では落選、第五回普選（一九三七年四月）で無産政党员大量進出（四一名）の一員として大阪四区で当選、一九三七年十二月開会の第七十三回帝国議会議に臨んでいるのであった。そのような経歴の西尾が、政友、民政兩党の批判的姿勢を乗り越え、むしろ率先して国家総動員法に賛成したのは、どのような論理にもとづくものであったのであろうか。西尾が第一に示すのは、「日本精神」による「資本主義改革」に対する同意であり、近衛内閣による新しい体制づくりに対する同意である。

「精神的國家總動員ト云フコトハ、之ヲ一言ニシテ申シマスナラバ、日本ノ全国民ガ日本精神ニ透徹スルコトデアリマス、即チ日本精神ノ徹底ガ精神的國家總動員ノ基本デアルト思フデアリマス」。「近衛首相ハ嘗テ、社会正義ヲ指導精神ニスルト仰シヤツタコトガアルシ、又或ル時ニハ、利益ノ追求ヲ本意トスル所ノ機構ニ缺陷ノアルコトハ吾々ノ認ムル所デアリマシテ、此缺陷ヲ出来ルダケ是正シテ、公益ヲ主眼トスル所ノ經濟ノ發達ニ依リマシテ、生産力ノ擴充其他ヲ囿ルト云フコトニ、今後益々官民共ニ協力シナケレバナラヌト思ツテ居リマス、トモ言ハレタコトガアル、其他屢々時ニ触レテ首相ノ御話ニナリマシタコトヲ蒐集編輯シテ見タナラバ、大体ニ於テ資本主義ヲ少クトモ是正シナケレバナラヌ、之ヲ少シク言ヒマスナラバ、資本主義ヲ改革シナケレバナラヌト云フコトヲ、従来言ハレテ居ルコトガ理解出来ルノデアリマス、；最早今日ニ於テハ、モウ少シ總理ハ積極的ニ、此資本主義ニ対スル缺陷ガ何処ニアルカ、之ヲ是正スル為ニハ如何ナル方法ヲ執ルベキデアルカト云フコトヲ主張スベキ時デハナイカ」（國家總動員法案會議録、第十回、昭和十三年三月九日）九ページ。

西尾がここで示している見解は、社会大衆党として国家革新の立場をとるといふ態度表明の意味を含んでいた。も

つとも、西尾は、この見解表明のあと、「斯ウ云フ時デアリマスルカラ、或ハ『スターリン』ノ如ク、或ハ『ムツリニ』ノ如ク、或ハ『ヒットラー』ノ如ク大胆率直ニ、日本精神ハ是ダ、日本ノ進ムベキ道ハ是ダト云フコトヲ、全国民ニ指示ス時機ニ到達シテ居ルノデハナイカト思フノデアリマス」と発言し、さらには「同じ表現の発言を本会議でおこなつて懲罰問題に巻き込まれている<sup>(3)</sup>。時流に迎合するあまり、勇み足をしたわけであるが、この比較的有名な懲罰問題には立ち入らないこととし、西尾における国家革新肯定の論理の内容を、もう少し詳しくみることにしたい。総同盟の指導理念であつた「健全なる労働組合主義」が、巧みに国家革新の論理に取り入れられている点に西尾発言の特徴があるように思われるからである。

西尾はいう。「国家総動員ト云フモノノ運用ハ、其中ニ労働動員が非常ナ重要ナル地位ヲ占メテ居ルノデアリマス」(同上会議録、一二ページ)。その上で、西尾は、近衛内閣に対し「労働国策審議会」の設置を提唱する。提唱する論理は次のような屈折したものである。

「事変ガ起リマシタ後ノコトニ付キマシテハ、私ハ餘リ多クノ心配ヲシテ居ナイノデアリマス、私ハ寧ロ此法案ハ準備規定ノ中ニ、重要性ガアルノデハナイカト思フノデアリマス、即チ我国ノ戦争ノ歴史ヲ緋イテ見マシタナラバ、我国ノ軍ノ特徴ハ、先ヅ『スタート』ガ早イ、後先ヲ制スルト云フコトガ特徴トサレ、ソレガ又戦争ノ上ニ非常ニ重要ナ役割ヲ務メテ来テ居ルノデアリマス、而モ軍当局ガ御述ニナルヤウニ是カラノ戦争ハ最初ノ『スタート』ヲ良クスルコト、立上リヲ良クスルコト、出来ルナラバ一撃ヲ以テ敵ノ心臓部ヲ破壊スルト云フヤウナコトガ、非常ニ戦略上重要ニナツテ来テ居ルト思フノデアリマス、ソレヲ考ヘマス、平時カラ戦時ニ『カーヴ』ヲ切ルト云フ時ハ、出来ルダケ滑カニ、出来ルダケ敏速ニ『カーヴ』ヲ切ルト云フコトガ非常ニ重要ナノデアリマス、其点ヲ思ヒマスルナラバ、其『カーヴ』ヲ滑カニスル為ニハ、平時ニ於テ相当思切ツタ改革ヲヤラナケレバナラスノデハナイカト思フ、例ヘバ戦時ニナリマスルナラバ、之ヲ工場ニ例ヲ取ツテ見マスナラバ、最早ヤ或ル工場デハ営利ヲ目的ニシナイデ、国家目的ノ為ニ工場ノ操業ガ営マレルコトニナル結果トシテ、或ハ労働者、資本家、或ハ官庁、サウ云

フモノノ代表者ガ集ッテ、工場委員会ヲ設置スル、ソレガ工場ヲ管理シ、或ハ運営シテ行クト云フコトニナラウカト思フノデアリマス、サウ云フコトヲ考ヘテ見マスルナラバ、前日マデ何モサウ云フコトニ付テ施設ヲ行ハズニ置イテ、戦時ニナツタカラ泡ヲ喰ツテサウスルト云フコトデハ、是亦言フマデモナク、以前カラソレニ対スル準備ヲヤツテ居ツタ方ガ宜イコトハ明デアリマス」(國家総動員法案委員会議録、第十回、昭和十三年三月九日)一四一ページ)。

しかし、政府の答弁は、西尾の「労働国策審議会」の提唱を拒否するものであった。木戸(幸一)國務大臣は「政府ト致シマシテハ労働国策ニ付テ、只今急速御話ノヤウナ委員会ヲ組織スルト云フコトマデハ考ヘテ居ラスノデアリマス」(同上会議録、二九ページ)と答えている。西尾は、「労働国策審議会」の提唱が不発に終わると間髪を入れず、今度は、熟練工不足問題への対応を理由に、失業保険制度と労働時間制限について政府に提言を試みている。

「労働国策審議会」の提唱は、西尾にとっては限界状況における労働組合の市民権確立のための発案であった。それは同時に、労働組合の指導者の地位保全のための懸命の努力であったともいえる。「労働国策審議会」は、労働組合を予想される新体制に組み込むための組織づくりの提唱であったのであり、具体的には「ソレゾレ民間ノ『エキスパート』ヲ御集メニナツテ……」と西尾が自ら語っているように(同上会議録、二九ページ)、労働組合指導者の活用を求めるものでもあった。では、熟練工不足問題についての提言は、いかなる含意によるものであったのであるうか。西尾は、まず、熟練工不足問題から失業保険法の制定を求める議論を展開する。

「ソレデハ少シ方面ヲ変ヘテ総動員ト熟練工ノ関係ニ付キマシテ、御尋致シタイノデアリマス、国防計画ニ熟練労働者ガ必要デアリ、而シテ現在ノ状態ニ於テモソレガ不足ヲ告ゲテ居ルト云フコトハ明ナ事実デアリマス、ソコデ何故熟練工ガ不足ヲ告ゲテ居ルカ、是ハ日本ノ国ノミナラズ、主ナル国々ニ共通セル今日ノ悩ミデアリマス、…日本特有ノモノハ何デアアルカト云フト、私ハ失業保険ガナイカラダト思フノデアリマス、吾々ハ多年失業保険制度ノ実施ヲ要求シテ来タノデアリマシマスガ、従来サウ云フコ

トハ多ク頼ラレナカッタノデアリマス、；若シ失業保険ガ実施サレマスト、其熟練工ガ失業ヲスレバ、他ノ仕事ガ見付カル迄ハ失業保険手当ヲ貰ツテ、仕事ヲ待ツテ居ル、即チ失業保険ハ熟練労働者ノ『ブール』デアリマス、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ、熟練労働者ガ今モ足ラスシ、一旦戦争ニナリマスナレバ、目ヲ廻サレルホド足ラヌヤウニナルコトハ、餘リニ見エ透イテ明カナノデアリマス、；戦時ニ於ケル熟練労働者ヲ散逸セシメナイト云フ意味ニ於テ、遽ニ熟練職工ヲ拵ヘヨウト思ツテモ出来ナイノデアリマスカラ、出来ルダケ熟練労働者ヲ保護スル意味ニ於キマシテ、失業保険ノ問題ヲ新シク考ヘ直サネバナラスノデハナイカ、斯様ニ思フノデアリマス』（『国家総動員法案委員会議録』第十回、昭和十三年三月九日）二九〇三〇（ページ）。

第七十三回帝国議会で、国家総動員法案が審議されている状況は、二・二六事件以降、軍部支配体制が強化され、政党政治が終焉を迎えつつある状況であり、蘆溝橋事件による日中戦争の全面展開が開始され、準戦時体制は総力戦遂行のための完全な戦時体制へ移行しつつある状況であった。そのような状況の中で、西尾が、心の奥深いところで労働者階級の生活条件や労働条件の改善を考えていたとして、その真意は、帝国議会の場において、二重にも三重にも屈折しさまざまな粉飾を施した上でしか表出することが許されなかったであろうことは十分に推察できる。では、右に見られるような西尾の提言は、限界状況において、ほぼ全面的な状況埋没を試みながら、その上で、結果として現われることになるであろう労働者階級に対するプラスの効果を予測しておこなわれた、労働運動指導者としての捨身の発言と評価できるであろうか。その点の評価を留保しつつ、西尾の提言のつづきを見ることにしよう。西尾は戦時体制下の熟練労働力保全策を提言する文脈の展開線上で、失業保険制度につづけて労働時間の短縮を提起する。

「国防上熟練労働者ヲ保有スルト云フコトハ、非常ニ重要デアルノデアリマスガ、ソレニ関連シテ労働時間ヲ制限スルコトガ、必要デナイカト私ガ考ヘマスノハ、斯ウ云フ理由ガアルノデアリマス、……労働ノ稀積ト云フコトガ事変ニ於テハ行ハレルノデアリマスガ、其場合ニ何ト云ヒマシテモ、熟練職工ト云フモノガ中心ニナラナケレバ、ナラヌ……ソコデドウシタラ戦時ニ於テ不足スル熟練労働者ヲ補フト出来ルカト申シマスレバ、是ハ、他ノ商品ノヤウニ、或ハ『ガソリン』ノヤウニ、或ハ鋳石ノヤ

ウニ、之ヲ『ストック』シテ置ク訳ニハ行カナイノデアリマス、労働ハ労働者ノ身体ニ付イテ居ルノデアリマスカラ、結局労働時間ヲ制限スルコトニ依ツテ、労働者ガ個々ニ労働力ヲ『ストック』シテ置クト云フコトガ必要デハナイカト思ヒマス、……例ヘバ平時八時間制度ニシテ置クト、戦時二十二時間働カナケレバナラスト云フナラバ、五割ノ労働増加ガ出来ル、平生カラ五割熟練労働ヲ『ストック』シテ置イタト云フコトニナル、斯ウ云フ意味ニ於テ、労働時間制ノ問題ハ、国家総動員ノ問題ニ関連シテ、是亦新シイ見地ニ立ツテ取上ゲテ、真剣ニ考ヘナケレバナラス問題デハナイカ」(『国家総動員法案委員會議録』第十回、昭和十三年三月九日)三〇〜三一ページ。

西尾の積極的な提言の基底にあるのは、国家総動員体制に示される近衛内閣の新しい体制の構想が「資本主義ヲ改革」する方向性をもっているとする評価であった。この評価は、西尾個人のものではなく、社会大衆党がすでに一九三七年十一月の大会「宣言」で、「真正なる挙国一致の達成ノ 銚後国民生活の安定ノ 資本主義の改革ノ」と、三つのスローガンを一体のものとしてとらえている事実に対応するものであった。すなわち、西尾の発言の立場は、先にも見たとおり、「日本精神」を称揚する立場であり国家革新の立場であった。ただし、西尾の場合、国家革新に労働組合主義を融合させている点が特徴的な点になっている。西尾は、国家総動員体制における労働力統制に関連して、とくに準戦時体制下における労働組合組織とその「エキスパート」(指導者)を活用した労働力統制体制づくりの意義を強調した。そこから、具体的に、「労働国策審議会」が提唱され、失業保険制度を「プール」として位置づけ、労働時間の制限を「ストック」として利用する熟練労働力保全策が提唱された。そして、問題点は、先に留保した問題点であるが、国家革新と労働組合主義が融合したとき、労働者階級の階級的利益を追求する視点が、たとえどのようにならば沈潜した形においてであれ、その融合状態の中で貫徹されているかどうかにあるということになる。

(1) 日本ファシズム論についての辛辣な批判の嚆矢となった論稿としては伊藤隆「昭和政治史研究への一視角」『思想』(第六

二四号・一九七六年六月）を挙げることができる。日本ファシズムをめぐる最近の論争の状況を、生産的な論争展開の方向を模索する視点でまとめたものとして、竹山護夫・篠原誠「一九七七年の歴史学界―回顧と展望、日本（近代、六）」（『史学雑誌』第八七篇第五号、一九七八年五月）一八七―一八九ページ、がある。

(2) 一九七八年七月における栗栖自衛隊統合幕僚会議長の解任問題を契機として有事立法問題が突出した状況を、軍事ファシズムとしてとらえた場合、その軍事ファシズムが戦前の軍部ファシズムとどのような意味で共通するかが問われることになり、その点の検討を通じて「復古型ファシズム」と「現代型ファシズム」の重層構造が問題点として浮かび上がることになる。この点については、山口定「不安の政治化と反動の顔―反動現象の歴史的位相を考える―」「世界」（一九七九年一月）、または拙稿「政治反動の基本的性格について―「軍事ファシズム」と「日本型ファシズム」の関連で―」「労働法律旬報」（第九六一号・一九七八年十月上旬）を参照。

(3) 一九三八年三月十一日、衆議院本会議で国家総動員法案に賛成演説をおこなった西尾は、懲罰委員会にかけられたのち、同年三月二十三日、議員を除名された。西尾自身が認めているように、国家総動員法について積極的な賛成演説をおこなった、近衛首相を激励した西尾に対する保守党の側の「反感」がこの懲罰の背後の事情であったと見ることができ、除名処分を受けた西尾は、一年後に、補欠選挙に立候補して当選し、一九三九年十二月開会の第七十五議會では、ふたたび議場に姿を見せた。西尾末広『大衆と共に―私の半生の記録―』（一九五一年・世界社）三三二―ページ以下、を参照。

### 三 「産業及び労働統制」の論理

第七十三回帝國議會において、西尾末広は、鈴木文治外とともに、「産業及び労働ノ統制ニ関スル建議案」の提出者となっている。「産業及び労働統制」の建議は、一九三三年以来、鈴木や西尾によって、しばしば政府に対してなされてきたものであるが、ついに採択されることなく、第七十三回帝國議會においても採択延期の処理を受けた。「産業及び労働統制」の建議の内容は、一九三〇年代後半の帝國議會で示された西尾の国家革新を労働組合主義に融合さ

せてとらえるとはえ方が、当時の日本の労働運動右派の指導理念を代弁するものであることを示すとともに、右派的労働運動における国家革新を労働組合主義に融合させる論理がどのような内実のものであるかを端的に示す例になっている。

日本における労働運動右派の指導理念が、まず「現実主義」として確定されたのは、一九二五年における総同盟第一次分裂のあとのことである。そして、この総同盟における「現実主義」は、一九三〇年に「健実なる労働組合主義」へ転化し、その「健実なる労働組合主義」は、一九三四年に「産業及び労働統制」の指導理念へ転化している。ところで、日本における労働運動右派の指導理念は、状況対応として「国情に立脚」（一九三二年・総同盟新綱領）する形態転化を示したのではなく、当初から、論理構造的に「国情に立脚」する方向性をもっていたと理解すべき性格のものようである。

評議会と分裂した直後の臨時大会で、総同盟は「日本自体の労働運動の新型態」を求めるものであることを確認し（鈴木文治会長、閉会の辞）、新しい運動の方向を「大正十三年度宣言の精神」であり「新たに採用したる現実政策」であるとした（一九二五年十月・宣言）。総同盟は、一九二八年の大会で「我等の大正十三年以来の現実主義の勝利」を宣言し（鈴木文治議長挨拶）、そのあと、総同盟は、労働組合法制定に全面的な取組を開始する。総同盟は、労働組合法制定に対する取組の中で、その指導理念としての「現実主義」を「健実なる労働組合の発展」が具体的内容になるものとしてとらえ直すことになった。（一九三〇年度大会における労働組合法に関する声明）。総同盟の一九三二年度大会で発表された鈴木文治顧問（前会長）のメッセージは、「現実主義の精神」の再確認を求めるとともに、「現実主義の精神」の内容が「争議の統制」「社会福祉施設の増進」にあり、総同盟として「社会的信用を繋ぎ」と

めることが重要であることを訴えている。鈴木のこのメッセージに應える形で、大会は「労働組合主義徹底に関する決議」を満場一致で可決し、「健全なる労働組合主義」が「新社会における産業秩序を形成し得るもの」であることを明らかにした（一九三二年十一月）。こうして、総同盟は一九三四年度の大会で、西尾末広の提案説明による「産業及労働統制の件」を可決するにいたるのである。以上の経過を年表としてやや詳しく整理しておく（左表のように<sup>①</sup>なる）。

- 一九二四年 一月
- 一九二五年 五月
- 一九二八年十二月
- 一九三〇年十一月
- 一九三一年 六月
- 一九三一年十一月
- 一九三二年 七月
- 一九三二年 九月

総同盟大会で「方向転換」として「現実主義」の宣言が左右両派によって採択される。

総同盟から左派が分立、評議会となる。分裂後の臨時大会で総同盟は「現実主義」的指導理念を確認する（七四九ページ）。

総同盟、海員組合などにより労働立法促進委員会が結成され、「現実主義」の内容として労働組合主義の方向が明確になる（二二〇～二二二ページ）。

総同盟大会で労働組合法の制定を求める決議がなされ、総同盟の方針として「健全なる労働組合」が「産業発展の合理的基礎」になることの確認がなされる（八二二～八二三ページ）。

労働立法促進委員会加盟組合に中間派系組合を合わせ、最初の労働戦線統一組織として日本労働倶楽部が結成される。日本労働倶楽部の参加資格は「健全なる労働組合主義を以って指導精神とするもの（共產主義、無政府主義、ファシズム等の指導精神に反対する）」と規定された（四七～七四七八ページ）。

総同盟大会で労働組合法獲得運動に関する決議がなされ、労働組合法の制定が「産業上に合理的挙国一致の基礎を打ち建てるもの」であるとする確認がなされた（八四七ページ）。

総同盟中央委員会で「健全なる労働組合主義」の方針を決定（二二二ページ）。労働立法促進委員会の解散（一九三二年四月）を受けて、日本労働倶楽部は当初の予定どおり日本労働組

一九三二年十一月

一九三三年十一月

一九三四年十一月

一九三六年 一月

一九三七年 十月

合会議に改組された。指導理念は「三反主義」であり「健全なる労働組合主義」であることが結成大会宣言で確認された(四八三ページ)。

総同盟大会で新綱領が採択され「国情に立脚し、資本主義の根本的改革を図り以って健全なる新社会の建設を期す」との新方向が確立された(二七七ページ)。また、大会宣言で、「健全なる労働組合主義」の成果が確認されるとともに、その「具体化」と「徹底」が「産業の維持、繁栄」に結び付き、「世界の大勢」としての「社会主義的統制経済を基本とする新秩序」に向かって進むことになるであろう、との分析が明示された(二二二ページ)。なお、この大会から鈴木文治にかわって松岡駒吉が会長となる。

総同盟中央委員会で「産業及び労働統制に関する建議」をおこなうことが決定され、松岡駒吉会長と西尾末広主事が総理大臣以下各省を訪問して建議をおこなった(二五二ページ)。

総同盟大会で「産業及労働統制の件」が可決される(八八三ページ)。

総同盟と中間派・全労との合同がなされ、全日本労働総同盟(全総)が結成される。「労働国策に関する決議」をおこなった(一、一〇三ページ)。

全総大会で「労働運動の基準」として、第一に「同盟罷業の絶滅を期す」が宣言され、第二に「非常時産業協力委員会の即時設置」、第三に「労働者団結権の法認並に産業及労働の統制の即時実現」を求める方針が決定された(九〇六ページ)。

―『総同盟五十年史』による。ページ数は同書第二巻のもの。―

一九二〇年代後半の政党政治崩壊状況の中で、「現実主義」は「健全なる労働組合主義」に転化するとほとんど同時に「産業及び労働統制」の論理をも展開するものとなった。まず、総同盟の指導者が鈴木文治から松岡駒吉に交替した時点で、斎藤健一の構想力によって「健全なる労働組合主義」が提起されることになった。<sup>(2)</sup>松岡と斎藤の把握の中には、「健全」というより「堅実」(または「健実」とする発想があり、総同盟を経営体として確固としたもの

にする組織論が優先していたが、そのような労働組合運営論をも包み込んだ形で、「健全なる労働組合主義」は、一九三〇年代の初めに、少しの違和感もなく「産業上」の「挙国一致」や「新社会における産業秩序」の中に自らを位置づけていった。そして、この間の経緯を集約して表現しているのが「産業及び労働統制」の論理であったのである。

総同盟の一九三四年大会に提起された「産業及び労働統制の件」は、前年、一九三三年十一月の中央委員会において決定された同建議案と同趣旨でありほぼ同内容であるが、西尾末広の説明にあたった主旨は「自由競争に放置されて来た産業及労働に、国家的権力を用いて統制を与へねばならぬ」とする点にあり、同時に、「労働者も労働者のみの立場を考慮することなく……国家全体の立場から考へるべきである」とするものであった。産業と労働に対する統制の要点は、「重要産業は国家自身が経営すべき」とし、「労働問題にも統制を加へること」「産業協力精神を具体化する運動を大規模にやるべき」とする点などにあつたが、なによりも、「産業及労働問題を、統一処理する一省の新設を要求する。斯界の権威者、学者、労働者、社会運動者のエキスパートを集めた諮問機関を置くこと」が「第一の要点」として強く求められていた。「産業及び労働統制」の論理において、労働組合の法的承認を求める以外には、労働者側の利益を追求する視点が見当らず、労働運動指導者の「エキスパート」としての登用を求める要求が主内容となつている点特徴的である。労働組合主義も、国家革新も、すべては労働運動指導者の「地位を求める人」としての行動様式に収斂されるものであつたのであろうか。

戦時体制にすむ帝國議會における西尾末広の発言に戻れば、西尾は、第七十三回帝國議會において次のような「産業及労働ノ統制ニ関スル建議案」の説明をおこなつていた。

「産業及労働統制ニ関スル精神ハ従来ノ如ク産業及ビ労働ニ関シテ政府ガ自由主義的ナ立場ヲ執ラレテ、先ヅ労働者ト資本家トノ間ニ適當ニオヤリ下サイ、面倒ニナツタリ行過ギタリシマシタラ政府ガ何トカシマセウト云フ、サウ云フ態度ハ改メナケレバナラヌノデハナイカ、……労働者側モ徒ニ多クノモノヲ要求スルト云フヤウナコト無カラシメルヤウニ、企業者側亦徒ニ自分ノ利益ノミ追求スルコトノナイヤウニ、国家ノ目的ニ副ウテ産業ヲ統制スルヤウニシテ貰ヒタイ、サウスル為ニ産業及ビ労働ニ関係アル団体的代表者並ニ学識経験アル人士ニ依ツテ構成スル産業労働統制審議会ノヤウナルヲ設置致サレマシテ、ソレニ依ツテサウ云フ事ニ付テノ十分ナル立案ヲシテ貰ヒタイ、斯ウ云フノガ本案ノ趣旨デアリマスルガ、更ニ此上ニ一層斯ウ云フコトガ重要ニナツテ参リマシタノハ、今期議會ニ於キマシテモ、政府ニ於テ国家総動員法案が提出サレルヤウナ状態デアリマシテ、ソレガ如何ニナリマセウトモ、兎ニ角今日ノ國際關係ニ於テハ国力ヲ挙ゲテ國防ノ任ニ就カナケレバナラヌト云フ即チ国家総動員ノ必要ガ痛感サレテ居ルノデアリマス、国家総動員ガ行ハレマス場合ニハ、勿論非常ナ強力ナ政府ノ産業及ビ労働ニ対スル統制ガ必要トサレルノデアリマス、……日頃カラ或ル程度統制ヲ与ヘテ行キマスルナラバ、平時カラ戦時ニ転換スル場合ハ、極メテ敏速ニ順調ニ行クノデアリマス」(「建議委員第二分科會議録、第二回、昭和十三年二月二十四日」一〇ページ)。

總同盟的労働運動の伝統と、社会大衆党の立場を代表してなされた西尾の「産業及ビ労働ノ統制ニ関スル建議」とは、労資關係へ政府が積極的に介入することを求めるものであった。戦時体制下における人的資源調達の前段階として、準戦時体制下における非常時態勢にほかならない労働統制の機関を設置するよう、政府に求めるものであった。そのような労働運動の自殺行為の代償として与えられることを予想しているものはないか。それはわずかに、労働組合の法的承認であつたらうと思われる。しかし、その場合、労働組合とは、政府・資本家団体代表が構成する審議会に、労働者の代表を送り出すための選出母体としてしか意義をもたせられていない組織であつたように思われる。西尾は発言する。

「吾々ハ過去ノ自由主義的ナ労働争議ト云フモノヲ吾々自ラ否定シテ居ルノデアリマス、……出来ルダケ労資ノ関係ヲ政府ガ介

入シテ合理化スルト云フコトガ必要デハナイカ、其為ニハ労働者ヲ抑ヘルモ宜シイ、資本家ヲ抑ヘルモ宜シイ、斯ウ云フ立前ニ立チマシテ労働爭議調停法ヲ改正スベシト云ウテ居ルノデアリマス、サウシテ一方ニハ組合法ヲ作ツテ、ソレニ依ツテ労働者側ノ團結ヲ認メル、日本ノ法律ハ資本家側ニハ一ツノ團結ヲ認メテ、其団体ノ意見トシテ政府ニ、社会ニ向ツテ其意見ヲ發表スルコトガ法制上認メラレテ居ルノデアリマスガ、労働者ニ対シテハ何等法制上認メラレテ居ナイノデアリマス、ダカラ法制ノ上ニ於テ労働者ノ團結ヲ認メ、サウシテソレガ基礎トナツテ、先ニモ申シマシタヤウニ、労資關係ノ間ニ合理性ヲ持タセル、労働者ノ意思ノ綜合シタモノト、資本家ノ意思トガ、ソコニ常ニ合理的ニ、オ五ガ相談出来ルヤウナ、ソレニ又規律ヲ与ヘルヤウナ団体協約ヲ作ルベキデアル、斯ウ云フヤウナコトガ其内容ニナツテ居ルノデアリマス、……此本案（「産業及び労働統制」ニ関スル建議」案―引用者）ヲ吾々ガ国家総動員法ト「リンク」致シマシテ見マス時ニ、洵ニ是ハ重要ナ内容ヲ含ンデ居ルト思フノデアリマス。」（国家総動員法案委員会議録、第十回、昭和十三年三月九日「三二ページ」）

あるときは労働組合といい、あるときは工場委員会という。別のあるときは労働者の団体といい、西尾において労働者の團結権の組織形態は明確でない。さらに、「産業及び労働統制」の論理において、労働者の團結権は爭議権から切り離されている。西尾の発言によれば、労働者は自ら爭議権を規制するのであり、政府による統制を求めるのである。実質的爭議権が否定された条件における團結権とはなにを意味するのか。それは、西尾のいう「労働国策審議会」または「産業労働統制審議会」の選出母体として位置づけられ、非常時労働力統制機構の中に組織労働者を組み込む装置として機能する「労働戦線」以外のなものでもなかったのではなからうか。

もし、かりに、「産業及び労働統制」の論理の中に、屈折し、深く沈潜した形で限界状況における労働者の権利獲得の術策が秘められていたとしても、西尾の次のような発言は、その術策を越えた問題性を提示するものとなっている。

「私ハ、例ヘハ共產主義運動デアルトカ、人民戦線ノ運動デアルトカ云フヤウナコトハ、法規ノ許セル範圍ニ於テ、出来ルダケ

是ハ嚴重ニ取締ルベキデアルト思フ、法規々々ト云ヒマスケレドモ、法規ハ運用ニ依リマシテ幅ガ広イノデアリマス、デアリマスカラ、吾々ハ、建設的ナ方面ニ付テハ緩カニシ、破壊的ナ、又今日我が日本ノ国情カラ見テ嚴重ニ取締ラナケレバナラス『フアッシヨ』的ナ傾向ニ対シテハ、法律ノ範圍ヲ出来ルダケ拡大シテ、之ヲ取締ルベキデアルト思フ、法律ニ根拠ヲ置カナケレバナラスコトハ当然デアリマスケレドモ、運用ノ上ニ於テハ、ソコニ或ル程度ノ政治的ナ考慮ヲ払フベキ必要ガアルノデハナイカ、其政治的ナ考慮ガ私ハレテ居ナイコトガ、即チ機械的ナ平等主義デアル、自由主義的ナ取締方針デアル、斯様ニ私ハ申上ゲテ居ルノデアリマス、(「国家総動員法案委員会議録、第十回、昭和十三年三月九日」五五、ページ)。

「何トナク近来『フアッシヨ』的ナ重圧ガ加ッテ居ルヤウナ陰鬱ナ空氣ガアルノデアリマス、此空氣、此雲ヲ打払ッテ、國民ガ澆漓トシテ國家ノ為ニ尽スト云フ積極的ナ氣持ヲ喚起スル為ニハ、曩ニ言ヒマシタヤウナコト(法律の範圍を拡大して「フアッシヨ」を取り締ること―引用者)ガ必要デハナイカ、斯様ナ意味カラ御尋致シテ居ルノデアリマス、私ハ私ノ知人デアリマスル黒田礼二ト云フ『ペンネーム』ヲ持ッテ居リマスル岡上氏ノ書イタ『廢帝前後』ト云フ本ノ中ノ一節ヲ、今思出シテ居ルノデアリマス、ソレハ歐洲戦争ノ時分ニ、大變長引クニ從ヒマシテ国内ニ不安ガ起ッテ來タ、其時ニ英仏ノ為政者ハ此狀況ヲ察知致シマシテ、大衆的ナ指導者ヲ政府ノソレノノ要路ニ就ケマシテ、或ル処デハ軍需大臣ニスルト云フヤウナ、今マデ社会主義者トシテ排斥シテ居ッタ者ヲ軍需大臣ニ採用スルト云フヤウナコトヲ致シマシタ、ソレニ対シテ大衆ハ此政府ノ信頼ニ感激致シマシテ、身ヲ以テ祖国ヲ護ルノ忠誠ヲ致シマシタノデアリマス、……即チ是カラノ日本ノ國ハ、國民大衆ヲシテ、吾々ガ國ヲ護ッテ居ルノダ、政府ハ吾々ニ協力ヲ求メテ居ルノダ、吾々ハ政府ノ信頼ニ対ヘナクチャナラスト云フ、此氣持ヲ起サセルコトガ非常ニ大事ダト思フノデアリマス、(「国家総動員法案委員会議録、第十回、昭和十三年三月九日」五七、ページ)。

日本精神を強調する西尾であったが、「日本主義」者の中に、「羽織ゴロ」「院外団」が入り込み、社会運動から「没落シタヤウナ者」も加わって日本精神が「冒瀆」されている事態を問題にしている。西尾は、そのような、国粋派右翼を「フアッシヨ」として、政府当局者に向かい、共産主義者・人民戦線派をして「フアッシヨ」に対する敵しい弾圧を求めているのであった(同上会議録、五五、ページ)。これが総同盟や社会大衆党の「三反主義」の内容であ

ったといえよう。ところで、どのような術策が秘められていたにせよ、また、どのような対象に対してであれ、政府・当局者に向かって「法の有権的解釈」<sup>(1)</sup>を求めめる姿勢は、もはや、労働運動を代表する者の姿勢とは認めがたいものである。労働組合主義的発想が限界状況で発露するとき、最大限に体制の側に取り込まれる事態が生じるであろうことが推察されるが、その場合でも、法的な基本的権利の侵害を黙認すること、ましてやその侵害を積極的に是認することは許されないというべきであろう。西尾の場合、心底に労働組合主義的発想が秘められていたとしても、その術策は、明らかに労働運動の論理の枠組を越えていた。それに、西尾の発言は、労働運動の指導者として、非常時態勢としての総動員体制に便乗して展開された弾官運動としての性格を示しており、西尾の発言の中に辛うじて見出される労働組合主義的要素は、西尾のあまりにも露骨な弾官運動における取引材料にすぎなくなっている。ちなみに、西尾が取引材料に使用しようとした総同盟の組織実態は、「産業及び労働統制」の論理を展開しはじめた一九三四年現在で、八十三組合、四万九、〇九九名であった（『総同盟五十年史、第二卷』二五六ページ）。

(1) 総同盟における「現実主義」的指導理念の確立と、その指導理念の「健全なる労働組合主義」への展開、「産業及び労働統制」の論理への転化の過程については、大河内一男監修『総同盟五十年史、第二卷』（同刊行会・一九六六年）第一章「現実主義と総同盟精神」及び「資料篇、大会関係資料」を参照。なお、拙稿『実践的労働組合主義』の形成』『社会労働研究』（第十九卷一・二号・一九七三年三月）をも参照されたい。

(2) 斎藤健一と「健全なる労働組合主義」との関連は、前掲『総同盟五十年史、第二卷、二二五ページ、または、前掲、拙稿『実践的労働組合主義』の形成』第二節、注(2)、参照。

(3) 一九三四年大会における西尾の提案説明では不詳明であるが、一九三三年十一月の中央委員会決定においては「労働組合法、団体協約法を制定し……」と明文化されている。前掲『総同盟五十年史、第二卷』八八四、二五三ページ。

(4) 一九三六年四月、二・二六事件の直後の状況にあつて、内務省警保局は突然、メーデーの全国的禁止を通告した。労働組合側からの抗議に対する警視庁労働課長の回答は「法の有権的解釈」の一語であつたという。そして、この「法の有権的解釈」という言葉は、「当時大いに流行つた言葉」であつた。松岡駒吉「動乱期の労働運動」、『別冊知性、秘められた昭和史』(一九五六年十二月)。

#### 四 「産業報国会」組み替えの論理

総同盟は中間派の全労(全国労働組合同盟)と合同し、一九三六年一月、全総(全日本労働総同盟)となつた。しかし、中間派は一九三九年七月、産業報国会への解消を唱えて分立、同年十一月、全総はふたたび総同盟(日本労働総同盟)の名称へ戻つた。一九四〇年、産業報国会との共存を否定された総同盟は解散声明を発表する。この総同盟の自発的解散は、産業報国会に対抗する総同盟の労働組合としてのあり方を守つたものであつたとする評価がある。総同盟の解散について、当時、松岡駒吉から「相談をうけ」た豎山利忠は、のちに、戦後労働運動史の記述にあつて、序文の中で戦前労働運動史の終幕の頃を回想しつつ、次のように述べている。「意外なことに、公然と活動してゐた労働運動のうち、産業報国会の運動に対し、先ず屈したのは、実は左翼の労働組合運動であつたことで、産報クラブを結成した。そのため統一された総同盟は分裂し、労働組合主義を堅持する松岡駒吉らの総同盟が最後まで抵抗し、自由な労働組合の解消を拒否した歴史的事実は、徹底した研究を必要とします。……私は右派と称せられる総同盟本流が最後まで抵抗したのは、労働大衆に地道に結びつき、労働者のための組合事業を現実<sup>(1)</sup>に持つていたから、思想団体や思想集団にすぎない少数組合のように無責任なことはどうしても不可能であつたからと信じます。」

総同盟の主事であり会長であった松岡駒吉に、労働組合の組織と財政の運用を経営体の運営として近代化する合理的発想があったことは確かであろう。先にも指摘したとおり、「健全なる労働組合主義」とはまず「堅実なる労働組合主義」であった。総同盟解体時の組織勢力は五〇組合二万人とされているが、衰微したとはいえ、一定の組織実体があったがゆえに、総同盟としては、中間派組合のように産業報国会への解消方針をとらず、「最後まで抵抗」したのであった。しかし、ここで問題になるのは総同盟の「抵抗」の内容である。総同盟は、労働者組織を戦時体制の一環として再編成しようとする産報体制に反対したのではなかった。官僚統制による「天下り」組織構成としての産業報国会のあり方に反対したのであり、産業報国会が既存の労働組合組織を有効に組み込んで活用する組織方針をとっていないことに反対したのであった。総同盟は、産業報国会の理念に対しては、「産業及び労働統制」の論理からして積極的に賛成していたのである。

一九三七年十月、「罷業絶滅宣言」とともに「産業及び労働統制」の方針を確立した全総は、「産業報国会に対する指示事項」を通過し、「我等は産業報国運動の正しき発展に対しては期待すべきもの多大であり、これがために積極的に努力する必要がある」とした上で、「特に『産業報国会』と名付くものの組織は屋上屋を架する結果となるに より、本同盟の方針を徹底して実質的に産業報国の具現に邁進すること」との方針を明らかにしている（『総同盟五十年史、第二巻』一、〇〇〇ページ）。しかし、総同盟の「労働戦線」方式は政府・当局者によって受け入れられず、一九四〇年、総同盟による以下のような悲痛な解散声明が発表されるにいたったのであった。「今次の事変に際し、挙国体制の整備愈々急を要するに拘らず、遺憾ながら労働組合組織の量的微力は、直ちに国の労働政策の担当機関たり得ず、この空隙を充すために産業報国会は天下りの急造せられた。……不幸にして、政府当局は我等の

方針を認めず、且つその存在が寧ろ産報運動の一大支障なりとし、労働組合壊滅の方針を以って臨むこととなった。我等は微力なりと雖も真に愛国の至誠を以って、政府の再考を促し、その齟齬を求めて今日に至ったのであるが、我等の微力は遂に之に屈するの外なきに至ったのである」(同上、七二三〜七二四ページ)。ただし、解散声明のこの部分は、官憲によって発表を許されなかった部分である。

総同盟の解散声明は、総同盟が「国の労働政策の担当機関」となる意図をもっていたことを明らかにしている。さらに、近衛内閣の新体制運動を評価し、「統一的国民組織の強化確立」の必要性を認め、「強靱なる国防国家建設の基底をなすものは、まづ新産業労働体制の強化にある」としていた(『総同盟五十年史、第二卷』七二四ページ)。総同盟は、産報体制に反対するのではなく、理念的には賛成し、ただ産報体制の組織方針に異論を唱えつつ、解散したのであった。したがって、総同盟は、解散後も、産報体制に協力する方針を明らかにしている。西尾末広は、解散のための全国代表者会議の席上、次のように訴えた。「われわれの今回の解体は、われわれの本意にもとずくものでないから、しいて發展的解消という言葉を使わなかった。しかし、近衛公の提唱せる新政治体制運動は、従来の産業労働体制建設運動をより高度に指導し、新国家体制を実現しようとするものであることがうかがわれる。よって、われわれも、従来は一切のゆきがかかりをすてて、これに協力することが、新産業労働体制の実現を促進するゆえんであると考え、総同盟の解体を決意したのであって、これが發展的解消となるかどうかは、かかって、今後におけるわれわれの努力いかにあることを諒解されたい」(同上、七二五ページ)。

このような総同盟の解体方針の延長線上に、近衛内閣による新体制下の帝国議会における西尾の発言が位置づけられている。そこでは、西尾は、戦時体制下の労働者の労働条件について、具体的な改善を求める発言をつづけた。そ

のような西尾に、労働組合主義の精神が生きつづけている一面を見出すことができるであろう。そして、興味ある問題点は、西尾が、労働条件の改善についての要求を、戦時体制下における労働生産性向上の条件として当局に説明し、さらに、労働生産性向上のための適切な労働力統轄機構として産業報国会の改組を進言している点である。総同盟出身であり、とくに労働者出身である西尾からするならば、官僚統制機構としての産業報国会は、一貫して対抗せざるをえない対象であり、西尾において、産業報国会の改組は、戦時体制下の約五年間、消えることのなかった執念になっているのである。

第七十五回帝國議會（一九三九年十二月～一九四〇三月）で、西尾は、増産計画のために技術者の不足問題を解決しなければならぬ問題について、それには「鉱山関係カラ出征シテ居リマス応召者ヲ、何トカ早目ニ帰還セシメルト云フヤウナコトガ必要デハナイカ」と発言している（「予算委員會議録、第二十三回、昭和十五年三月十九日」五〇三ページ）。その他、西尾の発言は、「家族手当」「適正賃金」「木炭ノ配給統制」「物品販売業免許制」等の問題に括がっている（同上、五〇四～五〇九ページ）。また、西尾は、健康保険法の改正を求める発言をしているが、改正を求める論理は次のようなものであった。

「今回事変が起リマシテ単ニ慈悲的ニ可哀サウナ労働者貧シイ国民ノ為ニ社会政策ヲ行フト云フ建前デハナクシテ、或ハ国防上ノ見地カラ、或ハ国家繁栄ノ見地カラ、国民ノ健康、体力ヲ重要ニ考ヘナケレバナラヌト云フ新シイ認識ガ生レテ来タノデアリマス、私ハ斯ク云フ意味ニ於キマシテ、従来資本主義的ニ考ヘ、或ハ貧シイ者、或ハ貧乏ノ低イ者ハ、ソレハ自分ノ責任デアルト云フヤウナ意味デ願ミナカッタ従来ノ状態ト今日トハ違フノデアリマスルカラ、此ノ国民体力ノ問題、国民保健ノ問題ニ付キマシテハ、新シイ再認識ノ上ニ出發シナケレバナラヌト思フノデアリマス、」（「国民優生法案委員會議録、第九回、昭和十五年三月二十四日」一八二ページ）。

第七十六回帝國議會（一九四〇年十二月～一九四一年三月）において、西尾は、健康保險法における「養老年金」の問題について発言し、関連させて「国民労働手帳法」の問題についても政府に対して要望をおこなった（『健康保險法中改正法律案委員會議録、第六回、昭和十六年二月十二日』五六～六〇ページ）。また、西尾は、「労働時間」「人的資源」「生産能率」の問題等について発言をおこなっているが、西尾の発言のすべては戦時体制下の労働力統制組織がいかにあるべきかについて向けられていくのであり、とくに、産業報国会が根本的に欠陥のある組織体制であることを指摘する点に、集約させられていくのであった。

「現下ノ國家的要請ハ最少ノ資材ト最少ノ労働力ヲ以テ、最大ノ生産ヲスルト云フコトデナクテハナラヌノデアリマス、然ルニ一方直接生産ガ行ハレテ居リマス工場ノ実情ヲ見マスルナラバ、果シテ此ノ國家的要請ニ応ヘツツアルデアリマセウカ、私ハ遺憾ナガラ然ラズト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、……然ラバサウ云フコトハ一体何処ニ原因ガアルノカト云フ其ノ原因ヲ週ツテ考ヘテ見マスルト、是ハ実ニ我が政府ニ於テ戦時労働政策ガ未ダ十分ニ確立サレテ居ナイト云フ所ニ、根本ノ原因ガアルノデハナイカト思フノデアリマス、」（『予算委員會議録、第八回、昭和十六年一月二十九日』二二〇ページ）。

「今後産業報国会ガ出来マシテモ、資本家ガ之ノ支配的ナ地位ニ置カレテ居ル、即チ支部ノ支部長ニハ、必ず資本家ト云フカ、工場長ト云フカ、サウ云フ者ガナルト云フコトデアリマスカラ、資本家ノ方デハ或ハ諒解シ易イカモ知レマセヌケレドモ、労資一体ト云フコトヲ本當ニ労働者側ニ理解セシメルト云フコトハ非常ニ困難デハナイカ、ドウ云フ風ニシテ理解セシメルカト云フ点ニ付テノ實際問題ニ付テ、従来ノ厚生省ノヤリ方ガ緩慢デハナカッタカト私ハ思フノデアリマス、」（『予算委員第二分科會議録、第二回、昭和十六年一月三十一日』四六ページ）。

近衛内閣が東条内閣にかわったあとの第七十九回帝國議會（一九四一年十二月～一九四二年三月）において、西尾は、「国民ノ体位」の問題に関連させて、「最低生活費」と「最低賃銀」について発言し、「今日國ガ要求シテ居リマスル生産事業ニ、今日モ働カセ、明日モ働カセ、来年モ働カセル為ニハ、セメテハ此ノ程度ノコトヲシナケレバナ

ラスト云フ点ニ於キマシテ、賃銀政策ニ於テ此ノ際非常ニ思切ツテ改革スルト云フ決意ガ必要デヤナイカト思フノデアリマス」と提言した（「国民体力法中改正法律案外四件委員會議録、第六回、昭和十七年一月三十日」一一〇〜一一二ページ）。そしてここでも、西尾の発言の集約点は、戦時体制下における労働生産性の問題にあるのであり、産業界が戦時体制下の労働力統轄機構として十分に機能しえない点を指摘するところに向けられている。西尾は「産報自身ニヤハリ根本的ナ缺陷ガアルノデハナイカ」（同上、一一六ページ）とまでいっているのであるが、その産業界国会批判が労働者代表の重用を求めるものになっている点と、労働者代表の重用の必要性を説明する論理が次のような内容のものになっている点が注目される。

「先程申シマシタヤウニ『ムソリーニ』ハ『イタリー』ノ労働者ヲ祖国再興ノ戦士ト呼ビマシタ、決シテ職工扱ヒニシテ居ラスノデアリマス、又『ヒトラ』ハ民族興隆ノ為ノ崇高ナル奉仕ト呼ビマシタ、是又決シテ職工扱ヒラシテ居リマセヌ、最近日本デハ漸ク産業界戦士ト呼バヤウニナリマシタ、此ノ三ツノ呼声ヲ比ベテ見テ下サイ、認識ノ度合ガヨク現ハレテ居ルノガ分リマス、産業界戦士ト云フノガ最も低調デ前二者ニ比ベテ物足りナイ感ガシテナリマセヌ、丁度其ノ如ク日本ニ於テハ労働ノ大切ナコトノ認識ガ低調ダト言ヘルト思ヒマス、日本精神ノ本来ハ決シテソソナモノデハアリマセヌデシタ、畏多イコトデアリマスカ、上 皇室ニ於カセラレマシテハ、産業界ヲ大昔カラ大御宝トト呼バセ給ウテ居ラレルノデアリマス、実ニ何トモ有難イコトノ極ミデアリマシテ、其ノ御仁愛ノ深サニハ感激ノ外ナイノデアリマス、此ノ大御宝ト呼バセ給フ大御心ニ至リマシテハ、モウ『ムソリーニ』ノ表現モ『ヒトラ』ノ思想モ到底足元ニモ及ビマセヌ、是レ以上ノ認識ハ世界如何ナル国ニ参リマシテモ断ジテアリマセヌ、此ノ大御宝ノ大御心ヲ体シテ彼等ヲ遇シマスコトガ、真ニ名譽本能ヲ完了サセル根本道ナノデアリマス」（「国民体力法中改正法律案外四件委員會議録、第六回、昭和十七年一月三十日」一一〇ページ）。

右の発言の最後の部分にとくに注目しておきたい。東条内閣段階になると、西尾は労働者を「彼等」と呼び、西尾自身としては労働者の「名譽本能」を利用して生産力増強をはかる道を提起すること、すなわち労働管理者としての

技能を提示することに自らの役割を見出すようになっていたのである。第八十一回帝國議會（一九四二年十二月〜一九四三年三月）における西尾の発言も、以上に見てきたパターンを踏襲するものとなっている。「国民徴用制度ノ刷新強化」について質問し、「労働管理ニ於テモ勞務者側ガ之ニ協力シテ勤勞管理ヲヤツテ行ク」方法について提言している（「予算委員会第二分科会議録、第二回、昭和十八年二月十日」二九〇三〜三〇一ページ）。

または、「国民貯蓄ノ隘路」の打閉について「中産ノ上ノ方」を対象とすべしとし、「国民生活ヲウツト切詰メ得ル層ニ向ツテ集中的ニ重点ヲ置イテテ貰ヒタイ」と要望したりしている（「国民貯蓄組合法中改正法律案外一件委員会議録、第六回、昭和十八年二月十九日」三一〇三〜三二二ページ。同会議録「第七回、昭和十八年二月二十三日」五〇ページ以下）。しかし、これらの質問や提言、要望も、西尾の場合、論理必然的に産業報国会批判に向けられる性格のものとなっていた。第八十一回帝國議會における西尾の産業報国会批判は「要スルニ簡單ニ率直ニ申シマスナラバ、今日ノ産報ハ大男總身ニ智慧ガ廻リ兼ネ、図体ハ大キイケレドモ、魂ガ入ツテ居ナイ」と酷評するものとなっている。さらには、「産報ハ『ドイツ』ノ労働戦線ノ經驗カラ学ブ所非常ニ多カッタノデアリマシテ、労働戦線ト産報トハ恰も従兄弟ノ如ク能ク似テ居ルノデアリマス、併シ其ノ能ク似テ居ル中カラ違ツテ居ル点ヲ拾ヒ上ゲテ見マスルト、其ノ違ツテ居ル点ノ多クノモノハ、其ノ為ニコソ産報ニ十分ナル魂ガ入ツテ居ナイ」とするものにもなっている（「予算委員会議録、第九回、昭和十八年二月五日」一四三、一四五ページ）。

西尾は、産業報国会の欠点を、官僚統制の「天下り」機構であるがゆえに「魂ガ入ツテ居ナイ」とした。西尾は、その魂の問題について「ソコデ私ガ東条總理大臣ニ御願ヒ致シタイ点ハ、此ノ際國民ニ一ツ氣合ヲ掛ケテ貰ヒタイト思フ」とヒットラーの例をあげながら要望し、東条英機首相から「アナタノ御氣持ハ能ク分リマス、必要ガアル場合

ニ於テハ、氣合モ掛ケマセウ」との答弁を得ている。(「予算委員会議録、第十二回、昭和十八年二月八日」二五六―二五七ページ)。だが、西尾の産業報国会批判の要点は、「魂」の問題よりも「人事ノ問題」にあったと思われる。西尾はいう。

「兎ニ角労資ノドチラニモ偏ラズ、日本のナ立場カラ此ノ問題ヲ出發スルト云フ意思デハアリマシタデセウケレドモ、其ノ過程ニ於キマシテハ、『イージーゴーイング』ニ陥リマシテ、結局労働者側ガ余リ之ニ執着ヲ持ツニ至ッテ居ナイト云フ一ツノ原因デアラウト思フノデアリマス、モウ一ツハ、『ドイツ』ノ労働戦線ハ言フマデモナク労働団体デアリマス、我が國ノ産報ハ労働団体デハナイノデアリマシテ、實質的ニハ九分九厘マデ労働者デハアリマスケレドモ、併シソレハ労働団体トハ規定サレテ居ナイノデアリマス、斯ウ云フコトモ幾ラカ心理的ニハ重大ナ影響ガアル、而モ其ノ産報ノ組織ノ中ニ於テハ、労働者側ハ運命的ニ服従者ト云フコトニ規定サレテ居ル、……ソコデ第一ノ發生過程ニ於ケル事情ハ、今更言ウテモ致シ方ナイコトデアリマスガ、又第三ノ此ノ際直チニ強力ナ政治的背景ヲ持タセルト云フコトモ、俄カニ出来ルコトデハナイ、ソコデ皆々ガ工夫スルコトハ、第二ニ挙げマシタ所ノ、之ヲ労働者ノ団体ニスルト云フコトガ、重要デアラウト思フノデアリマスガ、是モ亦實際問題ト致シマシテ、サウハ出来ナイデアラウト思フノデアリマス、ソコデサウ云フ事情ヲモ考ヘテ、茲ニ工夫スベキハ人事ノ問題デアラウト思フノデアリマス、東条総理大臣ハ「東条総理大臣ト申シマスヨリモ現内閣ハ、機構ヨリモ運用ニ依ツテ其ノ妙味ヲ發揮スル、斯ウ云フコトガ重大方針トナツテ居ルヤニ承ツテ居ルノデアリマスカラ、セメテハ産報ノ缺点ヲ補ツテ、サウシテ時局ノ要請ニ応ゼシメルヤウニシテハドウカト思フノデアリマス、」(「予算委員会議録、第九回、昭和十八年二月五日」一四六ページ)。

第八十四回帝國議會(一九四三年十二月―一九四四年三月)において、西尾は、産業報国会改組案を發表した。一九四三年末、翼賛政治会政策調査会から諮問があつたのに応える形で、西尾がまとめたのが「生産増強緊急労務対策大綱」であり、この「大綱」を西尾は衆議院の委員会審議における質問の材料として發表したのである。

「生産増強緊急労務対策大綱」

一、方針。勞務対策ノ中枢問題ハ勞務者ヲシテ生産者タルノ誇ト責任感ニ自覚セシメ、以テ自發的且ツ積極的ニ生産ニ勉勵セシムルコトデアル。

二、勞務者ノ社会的地位ヲ向上セヨ。勞務者ヲシテ生産者タルノ誇ヲ持タシメル為ニハ、彼等ノ生活ヲモット快的ナモノトスルト共ニ、社会的地位ヲ向上セシメネバナラス(略)例ヘバ、(一)國、県、市町村ニ於テ行ハレル儀礼的行事ニ必ず勞務者代表ヲ参加セシムルコト。(二)國、県、市町村等ニ設ケラレル行政諮問機關、協力機關等ノ各種委員會ニ成ベク勞務者代表ヲ参加セシムルコト。(三)事業場ニ於ケル學校出身者偏重ノ弊風ヲ打破シ、勞務者進級ノ道ヲ開クコト等デアル。(略)

三、勞務者ニ生産ノ責任ヲ分担セシメヨ。(略)斯カル資本主義ト「ナチス」トノ混血兒的産報組織ハ結局勞務者ヲシテ無氣力、無責任ノ怠惰ニ迫込ムモノデアル、勞務者ヲ生産ノ協力者、生産責任ノ分担者ニマデ引上ゲル為ニハ、一ニハ彼等ガ集團的ニ作業シツツアル本質ニ鑑ミ、又彼等ノ自發性、協力性ヲ發揮セシメル為ニモ、勞務者ノ自治的団体ヲ組織セシメルコトガ必要デアル。

四、皇國勤勞觀ト自治的勞務団体。(略)斯カル意味ノ且ツ戰時下ニ於ケル過渡期的勞務者団体ハ大体次ノ如キ内容ヲ具有スベキデアラウ。(一)政府ト翼政会トノ關係ノ如ク、政府ト表裏一体關係ヲ持ツコト。(二)會長ハ總理大臣級ノ人物ニシテ且ツ長期間専心没頭シ得ル人トスルコト。(三)産報ノ現在組織ヲ引継ギ改組スルコト。娼婦費ハ原則トシテ會員ノ会費ニ依ルベキモ相当ノ政府補助金ヲ仰グコト。(四)單位組織ノ役員ハ原則トシテ勞務者又ハ職員トスルコト。(五)異組織又ハ中央本部ニハ勞務者ヲ相当入レルコト。(六)事務所ハ官庁内ニ置カザルコトシ俱樂部的親シ易キモノトスルコト。

五、決戦増産協議会ノ設置。各工場ニ勞務者団体ノ支部代表者数名ヲ加ヘタル決戦増産協議会ヲ設置シ、予メ各部習毎ノ生産量ヲ決定シ置キ、之ヲ超過セル場合ハ、褒賞ノ途ヲ講ジ、予定量ニ達セザル場合ハ、其ノ原因ヲ調査研究シテ、其ノ責任アル者ヲ罰シ、或ハ次期増産ノ拍車トスルコト。(略) 以上

(「戰時特殊損害保険法案委員會議錄、第八回、昭和十九年一月三十一日」六九〇七〇ページ)

この「大綱」に、社会民主主義右派としての西尾末広における、労働組合主義の極致を見ることが出来る。労働者は、「奴隷の言葉」とはいえ「勞務者」として位置づけられ、西尾は「勞務対策」として、産業報国会の改組と「勞

務者」の参加（実は組み込み）体制の実施を提言しているのである。さらに西尾は、この労務管理体制において褒賞制度とともに罰則規定をも設けている。この「大綱」に見られる西尾の姿は、もはや労働運動指導者のそれではなく、「国の労働政策の担当機関」（総同盟解散宣言）となることを懸命に試みる労務管理の「エキスパート」（西尾の言）としての姿であり、戦時体制下の「全般的労働義務制」の確立に献身する翼賛議員の姿であった。

戦時体制下の労務管理政策に関する「大綱」をまとめて発表したあとの西尾の帝国議会における発言を、これ以上追うことは、もはや必要がないであろう。評議会と分裂することによって右派的労働運動の路線を確立した総同盟は、「日本自体の労働運動の新型態」（鈴木文治）を求める立場を明らかにし、その「新型態」について、「現実主義」の立場から、あるいは「健全なる労働組合主義」を展開し、あるいは「産業と労働統制」の論理を展開して模索をつづけてきた。それらの模索の到達点が西尾のまとめた一九四三年における「労務対策大綱」であると見做せる。この「大綱」は、偶然の到達点ではないであろう。以上に見て来たように、「現実主義」から「健全なる労働組合主義」へ、さらに「産業と労働統制」の論理を経て「労務対策大綱」へ進展する経過の中には一定の論理必然性の存在を見出すことができる。さらに、西尾は、東条内閣段階の帝国議会において、かつてなく、自由に、生き生きとして発言をつづけているように見受けられる。社会民主主義右派としての西尾末広の真骨頂は、まさにこの「労務対策大綱」にあったといえるのである。

- (1) 堅山利忠『戦後民主的労働運動史』（一九七六年・富士選書）。『富士社会教育センター出版局』「はじめに」参照。
- (2) 松岡、前掲「動乱期の労働運動」、『別冊知性』（一九五六年十二月）。
- (3) 内務省警保局『昭和十五年ニ於ケル社会運動の状況』または大河内一男『暗い谷間の労働運動—大正・昭和（戦前）—』

(一九七〇年・岩波新書)二二〇ページ。なお、総同盟の解散と産業報国会との関係については、前掲、拙稿「実践的労働組合主義」の形成『社会労働研究』第十九卷一・二号でも簡単に論じたことがある。

(4) 第二次大戦中のわが国における国家独占資本の労働政策を、「全般的労働義務制」の確立としてとらえる視点で論じた文献としては、加藤佑治『日本帝国主義下の労働政策——全般的労働義務制の史的究明——』(一九七〇年・御茶の水書房)がある。

(5) 戦時経済は「統制経済」になるとともに「戦争経済は労働者の自発的組織化とその拡大なしにはありえない」とされている。氏原正治郎『戦時労働論算書』、『戦後改革、(6)労働改革』(一九七四年・東京大学出版会)三六二ページ。そのような基本的潮流の中における西尾の「労働対策大綱」であったわけであるが、西尾の提言は、労使関係の再編成過程における「近代化の過程」(同上、三九四ページ)に対応して労働組合主義を展開するという苦渋に満ちたものではなく、労働統制の強化過程の中でようやく真面目を發揮するものとして自由闊達に展開されていると見ることができる。

## 五 むすび

第二次大戦終了後、西尾は、少しの価値体系崩壊の感覚、虚脱感、断絶感などに見舞われることなく、敗戦の日の二日後には労働組合と政党の再組織のための動きを開始している。西尾によれば、それは、戦時議会で「毎回の議会で産報の批判をくりかえし、労働者の自主性強化を主張しつづけた」からであり、「それほど私は戦時下においても労働運動者として闘ってきた。私が終戦後最初に労働運動再建のために起ちあがったのも、決して偶然ではない」と説明されることになる。<sup>(1)</sup>

しかし、一九四三年の「労働対策大綱」が示しているように、戦時下の帝国議会における西尾の産業報国会批判の内容は、西尾の「労働運動者」の姿をではなく労働管理者の姿を証明するものとなっている。そして、西尾の戦中史

の総括としては、「労働運動者」としてではなく労働管理者としての一定の自己批判があって、その反省の上に戦後の活動が直結して展開されているのであった。第二次大戦末期に、帝国議会において、西尾が見せた自己批判の内容は以下のようなものであった。

「サウ云フ風ニ日本ニ於テ何ガ一番弱点デアルカト云フト労働管理デアリマス、……我々ノ弱イノハ実ニ労働政策ガ不徹底デアルト云フコトニアアルデアリマス、更ニ言ヘバ労働管理ガ旨ク行ツテ居ラス、随テ個々ノ労働者ノ生産能力ガ米英ノ労働者ノ生産能力ニハ遙カニ劣ツテ居ルト云フトニアアルデアル」(第八十四回帝国議会衆議院、戦時特殊損害保険法案委員会議録、第十回、昭和十九年二月二日)一四二ページ。

「此ノ労働対策ノ問題ハ支那事變以來、少クモアノ総動員法ガ決定サレタ時分カラ、モット十分ニ徹底的ナ対策ガ立テラネバナラナカッタノデアリマス、私ハ毎年此ノ問題ヲ捉ヘテ議會デ論議シ、政府ニ進言シテ来タノデアリマスケレドモ、其ノ足取リヲ振返ツテ見マスルト洵ニ不徹底デ遂ニ此ノ戦争ニ間ニ合ハナカッタノデハナイカト云フヤウナ感スラ持ツテ居ルノデアリマス」(第八十六回帝国議会衆議院、産業設備営団法中改正法律案外一件委員会議録、第二回、昭和二十年一月三十一日)一七ページ。

もちろん、西尾は、第二次大戦後、労働管理の「エキスパート」としての立場においてではなく、ふたたび社会民主主義右派の立場で活動を開始し、戦争犯罪人として政治追放されることもなく、日本社会党の指導者となって片山内閣と芦田内閣の演出者となり、内閣官房長官の役までつとめることになる。戦後の社会党政権において、西尾は、ようやく「国の労働政策の担当機関」を担う立場を確保したといえるのではなからうか。西尾において、少なくとも、戦前、戦時中、戦後を通じて、その歴史感覚に断絶がなかったことは確かである。

それにしても、カイロ宣言において日本の戦後処理の第一歩が踏み出され、戦争局面としてはイタリアの連合国に對する無条件降伏、ソ連軍のレンングラードにおける大攻勢開始、日本軍のアツツ島、マキン・タラワ島の玉砕とい

ンパール作戦の開始、日本国内では「横浜事件」によるジャーナリストの大量逮捕、神宮外苑における雨中の学徒出陣壮行大会、などが記録されている状況の中で（『近代日本総合年表』参照）、帝国議会のある委員会で生産増強のための労務対策が検討され、その委員会の議長がかつての中間派社会民主主義政党の中心的指導者の一人であった河野密であり、質問に立って提案しているのが社会民主主義右派を代表する西尾であったという一九四四年一月の衆議院戦時特殊損害保険法案委員会の情景は、われわれに、日本のファシズムがどのような実態のものであったかをミクロの視点からとらえる一つの材料になっているように思われる。

西尾は、自分自身の姿について「我が日本ノ国情カラ見テ敢ニ取締ラナケレバナラヌ『ファッショ』的ナ傾向」（『第七十三回帝国議会衆議院、国家総動員法案委員会議録、第十回、昭和十三年三月九日』五五ページ）などとは無縁の存在と思いつづけたまま、興亜議員同盟の一員として水谷長三郎らと帝国議会で活動をつづけた。自伝の中では、第八十一回帝国議会において、水谷らとともに「戦時議会の中で最後の反東条の挑戦を試みた」としている。<sup>(2)</sup>西尾にファシストとしての自意識は最後までなかったと思われる。おそらくは、戦時内閣に加わったイギリス労働党の立場に近い心境で議員活動をつづけていたにちがいない。<sup>(3)</sup>しかし、日本の帝国議会は、「自由な民主的制度が資本主義から社会主義へ移り変わる時に起る作用と交互作用」<sup>(4)</sup>（A・ベヴァン）を見出すことができるような場ではなかった。日本の帝国議会は、戦争遂行のために国民の生活と意識を画一化する機関として作用したのであり、物量動員と人員動員の体制づくりを推進する場になったのであって、それはいいかえれば、国民の基本的権利に対する侵害の機構にはかならなかつた。まず、ファシズムがありファシストがいて、戦時下の抑圧体制があるのではなく、準戦時体制から戦時体制への移行があり、その移行過程で状況に迎合する論理とその担い手が形成され、結果として、そこにファシ

ズムとファシストが生み出されるとする把握がここでは重要でないかと思われる。

天皇制政治機構の枠組の内部で、「超然」政治の形態が克服され、絶対主義的統治形態が政党政治的統治形態に転化したのが一九二〇年代であった。しかし、はやくも一九三〇年代には戦争体制としての挙国一致体制確立の方向が明示され、軍部のクー・デタの動きに媒介されつつ、天皇制政治機構の枠組における日本の議会政治は、ファシヨ機能を果たす非常時態勢を内実とするものに変化していった。<sup>(5)</sup>一九四〇年における近衛内閣の新体制は、議会政治体制を含む天皇制支配機構が全体として挙国一致体制となりファシヨの体制となったことを意味した。そのような動向の中で、社会民主主義右派の指導理念は、「現実主義」から出発し「労働対策大綱」へ結実していった。「反ファシヨ」のはずの労働組合主義的立場をも包摂し、労働組合主義をしてファシヨの機能を果たさせるところに日本のファシズムの特徴があった。

ところで、戦後日本の労働運動において、左派的な主流部分は、産業民主主義Ⅱ労働組合主義を資本と対決する基本的姿勢が欠如するものとして批判しつづけてきた。しかし、いまや、産業民主主義Ⅱ労働組合主義の理念の労働運動左派の立場からする再検討が必要とされる段階に到達している。反独占民主主義の政治路線、民主的規制（実は産業政策の確立）を方向として求める新しい労働運動、自治体改革がもたらす参加民主主義の今日の状況は、産業民主主義Ⅱ労働組合主義のとらえ方に新しい内容をもたらしものとなっている。<sup>(6)</sup>ただし、そのさい、産業民主主義Ⅱ労働組合主義の論理そのものを包摂するファシズムこそ、日本的ファシズムであった歴史的事実を、西尾末広という一人の社会民主主義右派の指導者の帝国議会における発言の中で確認しておきたい。そして、実はい、そのような事態の確認の上で、産業民主主義Ⅱ労働組合主義について、今日的な積極的な意味をもつ新しい解釈を試みたいとするのが

筆者の意図なのであった。だが、いま、ここでは、歴史的事実として産業民主主義にかんする否定的材料の確認にとどまらざるをえない。

- (1) 西尾、前掲『大衆と共に』三五八―三五九ページ。西尾は、別の回想記の中では、第二次大戦中の自分について、「労働運動者として闘ってきた」とは語っていない。「積極的な抵抗はしなかったが、つぎの時代をねらっていた」としている。西尾『新党への道』(中村菊男編・一九六〇年・論争社)四六ページ。後者のほうがやや正直な記述になっていると見るべきか。
- (2) 西尾、前掲『大衆と共に』三五七ページ。ところで、西尾が「反東条の挑戦」を試みたとしている第八十回帝國議會において、先に指摘したとおり、西尾は、東条に対してヒットラーのごとくあれ、とし、「此ノ際國民ニ一ツ気合ヲ掛ケテ貫ヒタイ」と要望しているのであった。
- (3) A・ベツァンは、「戦時にはイギリスの実業家は動員されて政府機関に入る。けれども違うのはこの点だ。イギリスでは実業家が動員される。アメリカでは実業家が動員する」と述べている。A・ベツァン著、山川菊栄訳『恐怖に代えて』(一九五三年・岩波現代叢書)三四ページ。Aneurin Bevan, *In Place of Fear*, Heinemann, 1952。西尾の帝國議會における発言の趣旨はベツァンのこの言葉と共通する点があるといえるように思う。だが、問題は、戦時内閣の性格であった。イギリスの戦時内閣は、一九四〇年から一九四五年において、それ以前の *National Government* ではなく、*Coalition Government* であつた。Cf. David Butler & Anne Soman, *British Political Facts, 1900-1975, Fourth Edition*, Macmillan, 1975.
- (4) A・ベツァン、同右『恐怖に代えて』三四ページ。
- (5) 近衛内閣による新体制確立の直前の状況までで分析を了えているのであるが、「日本ファシズムの特質の一つを議会主義的なもののなかに追求しようとした」とする前島省三『日本ファシズムと議會―その史的究明―』(一九五六年・法律文化社)の視点は、日本ファシズム論としては初期のものであるが、数多くの日本ファシズム文献の中で、私にはとくに注目されるものとなっている。
- (6) 一九六〇年に経評の内部から提起された「日本労働組合主義」の発想が、戦後労働運動史における左派の立場からする勞

働組合主義のとらえ直しの起点になっている。しかし、終戦直後の民主人民連盟結成準備大会（一九四六年四月）において、すでに「労働組合ノ發言權ノ強化並ニ經營参加ニヨル産業民主主義ノ確立」がうたわれていた例があった。吉田健二「民主人民連盟關係資料」『歴史評論』（第二九八号・一九七五年二月）。そもそも一九〇一年における「社会民主党宣言」が、自由民権運動の政治民主主義追求段階をふまえた上での経済民主主義追求の宣言であった事実を指摘しておきたい。さらに舞台は違うが、韓国の民主化闘争の今日的到達点である一九七八年の「三・一民主宣言」が、南北朝鮮の「民主統一」を主張し、統一された朝鮮半島の社会体制として政治的には「議會制民主主義の体制」を、経済的には「労使の共同決定を制度化する産業民主主義の体制」を求めている例がある。「分権型の民主主義的な社会主義」が求められているといえるであらうか。共同報告「日本の対朝鮮政策の転換を」『世界』（一九七八年十一月）八〇頁参照。とくに注目すべきは、最近のわが国においてウェップ夫妻による産業民主主義論がマルクス主義の文脈の中で再検討されている動向であらう。前出の『大月・経済学辞典』における新しいとらえ方のほか、小野秀生「都市社会主義とシビル・ミニマム論」京都自治体問題研究所編『地方自治とシビル・ミニマム』（一九七八年・法律文化社）、池上惇「国家独占資本主義論と法律学—現代法論争によって—」（一九七八年・早大法研若年研究者の会発行ペンフレット）などがウェップ評価の新しい試みを展開している。